

平成28年松茂町議会第1回定例会会議録

第3日目（3月15日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 一 森 敬 司
- 9 番 藤 枝 善 則
- 10 番 佐 藤 富 男
- 11 番 佐 藤 道 昭
- 12 番 春 藤 康 雄

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局局長補佐	入口三恵子

## 平成28年松茂町議会第1回定例会会議録

平成28年3月15日（第3日目）

### ○議事日程（第3号）

- 日程第1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第11号 松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第 7号 第四次国土利用計画（松茂町計画）を定めることについて
- 日程第3 議案第 8号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第 9号 松茂町行政不服審査会条例
- 日程第5 議案第10号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第11号 松茂町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第12号 松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第13号 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第15号 松茂町職員の退職管理に関する条例
- 日程第11 議案第16号 松茂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第17号 松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第18号 松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第19号 松茂町子どもはぐくみ医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 日程第15 議案第20号 松茂町保育所条例を廃止する条例
- 日程第16 議案第21号 財産の無償譲渡について
- 日程第17 議案第22号 財産の無償貸与について
- 日程第18 議案第23号 町道路線の認定について

- 日程第19 議案第24号 町道路線の変更について
- 日程第20 議案第25号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第26号 平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第27号 平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第28号 平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第29号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第30号 平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第31号 平成28年度松茂町一般会計予算
- 日程第27 議案第32号 平成28年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 平成28年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 平成28年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 平成28年度松茂町農業集落排水特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 平成28年度松茂町公共下水道特別会計予算
- 日程第33 議案第38号 平成28年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第34 委員会の閉会中の継続調査について

平成28年松茂町議会第1回定例会会議録

第3日目（3月15日）

---

午後1時30分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成28年松茂町議会第1回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、春藤議長からご挨拶がございます。

○議長【春藤康雄君】　失礼します。おはようございます。平成28年松茂町議会第1回定例会の再開会に当たり、一言、ご挨拶を申し述べさせていただきます。

春本番を迎え何かと忙しく、卒業式、入学式、また、人事異動の季節の真っ只中に入っております。各議員諸氏におかれましては、何かと公私ともにご多用のところ、全員ご出席くださりまして、まことにありがとうございます。

ここ数日は寒さが厳しくなっております。健康には十分お気をつけいただいております。ここ数日は寒さが厳しくなっております。健康には十分お気をつけいただいております。

さて、本日は定例会の最終日でございます。委員長報告がございますが、最後まで慎重審議をお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

○議長【春藤康雄君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長【春藤康雄君】　これから本日の日程に入ります。

議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりです。

まず、日程第1、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」及び、日程第3、議案第8号「松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」から、日程第33、議案第38号「平成28年度松茂町水道特別会計予算」までを一括議題といたします。

それでは、付託をいたしました議案について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、森谷総務常任委員長から報告を求めます。

森谷委員長。

○総務常任委員長【森谷 靖君】 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号、議案第8号から議案第17号まで、及び議案第25号（所管分）の議案12件でございました。

去る3月10日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第11号松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、議案書の2ページ及び3ページと議案参考資料2ページをご覧ください。

この改正は、昨年12月24日、閣議決定されました平成28年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、昨年6月の第2回定例会で可決した松茂町税条例等の一部を改正する条例について、関係する条項を改正するものでございます。

改正の主な内容は、町民税等の減免申請書に個人番号を記載する規定を削除するものがあります。

次に、議案第8号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の5ページと議案参考資料3ページをご覧ください。

この改正は、厳しい財政状況にある松茂町国民健康保険特別会計の健全化を図り、国民健康保険制度の維持と国民健康保険事業の財政安定のため税率の改正をするものでございます。

次に、議案第9号、松茂町行政不服審査会条例につきましては、議案書の6ページ、及び7ページと議案参考資料4ページをご覧ください。

この条例は、改正行政不服審査法が本年4月1日から施行されるのに伴い、松茂町に町長からの独立性の高い第三者機関としての行政不服審査会を設置することを定めるものでございます。

この件に関しては、次の質疑がございました。

「行政不服審査会にかける事案はありますか」という質疑があり、「施行前なので予測はできませんが、施行に備えて条例を整備するものです」という答弁がありました。

続いて、「委員は5人以内と規定されているので、女性の登用を配慮してください」という意見がありました。

議案第10号、松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例から、議案第13号、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例までの4議案については、関連性がありますので、一括議題として審議いたしました。

議案書の8ページから14ページまでと、議案参考資料5ページから9ページまでの進級対照表をご覧ください。

議案第10号から議案第13号までの4議案について、改正行政不服審査法の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、議案書の15ページ及び16ページと、議案参考資料10ページをご覧ください。

この改正は、改正地方公務員法及び改正行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、町職員の等級別基準職務表を新たに条例化するものでございます。

次に、議案第15号、松茂町職員の退職管理に関する条例については、議案書の17ページ及び18ページをご覧ください。

この条例は、改正地方公務員法の施行に伴い、退職した元職員による現職職員への職務上の働きかけの規制と、管理監督の職にあった職員が退職後に営利企業等に再就職する際の届出の義務を新たに条例で定めるものでございます。

次に、議案第16号、松茂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、議案書の19ページと議案参考資料11ページをご覧ください。

この改正は、改正公務員法の施行に伴い、職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況など、公表すべき内容に変更が生じたので、その改正を行うものでございます。

次に、議案第17号、松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、議案書の20ページと議案参考資料11ページをご覧ください。

この改正は、改正地方公務員法の施行に伴い、条ずれが生じますので、所要の改正を行

うものでございます。

次に、議案第25号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）につきましては、事務事業の確定、見込みによる補正をし、翌年度に繰り越して事業を実施する所管分の事業について繰越明許費を計上しています。

この件に関しては、次の質疑がございました。

「歳入でふるさと納税がふえているようだが、ふるさと納税に対する返礼品はどのような状況ですか」という質疑があり、「返礼品は、ちりめん、海苔、甘藷、梨など、平均3千円程度の町特産品です」という答弁がありました。

続いて、「日銀がマイナス金利政策を導入している中、町預金利子が増額補正されているが、どういう理由ですか」という質疑があり、「これは、平成27年度当初に約10億円程度の基金を取り崩して町の事務事業の支払いをしています。年の途中で余裕金となった現金を金利の有利な金融機関に短期間預け入れた結果、増額となりました。なお、マイナス金利の影響は、平成28年度から受ける見込みです」という答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 ただいま森谷総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託をいたしました、承認第1号、議案第8号から議案第17号まで、及び議案第25号（所管分）の以上、議案12件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

---

○議長【春藤康雄君】 次に、一森産業建設常任委員長から報告を求めます。

一森委員長。

○産業建設常任委員長【一森敬司君】 それでは、議長の許可をいただきましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

平成28年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第23号から議案第25号（所管分）まで、議案第29号から議案第30号まで、議案第35号か

ら議案第38号までの議案9件でございました。

去る3月10日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第23号、町道路線の認定については、議案書26ページと議案参考資料13ページをご覧ください。

このたびの町道路線の認定については、開発行為に伴う道路を新たに1路線認定するものでございます。

次に、議案第24号、町道路線の変更については、議案書27ページと議案参考資料14ページ、及び15ページをご覧ください。

このたびの町道路線の変更については、主要地方道徳島空港線の西延伸事業のほか、道路整備事業等により起終点の変更がありましたので、道路法第10条第3項の規定により、町道路線を変更するものでございます。

次に、議案第25号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）については、事務事業の確定、見込みによる補正をし、翌年度に繰り越して事業を実施する所管分について繰越明許費を計上しています。

次に、議案第29号、平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）については、事務事業の確定、見込みによる補正を計上しています。

この件に関しては、次のような質疑がございました。

「公共下水道普及促進対策助成金の交付要件は供用開始後3年以内となっているが、要件の緩和はできないんですか」という質疑がありまして、「公共下水道が供用開始された場合、速やかに接続しなければならないこととなっています。その期間を3年以内としていますので、助成金の延長は考えておりません」という答弁がありました。

次に、議案第30号、平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）については、事務事業の確定、見込みによる補正を計上しています。

次に、議案第35号、平成28年度松茂町長原渡船運行特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,183万4千円と定めるものです。

この件に関しては、次のような質疑がございました。

「長原渡船の利用状況はどうなっていますか」という質疑があり、「平成26年度実績

で年間延べ10,728人が利用しています。平成27年度は、本年2月末時点で延べ10,496人の利用があり、1日平均延べ30人程度です」という答弁がありました。

次に、議案第36号、平成28年度松茂町農業集落排水特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億902万円と定めるものです。これは、前年度当初予算と比較して8.4%の増となっております。

この件に関しては、次のような質疑がございました。

「町の通知では、農業集落排水使用料について、事業用は子メーターをつけたら事業に利用している数量は減免措置があると書いてあったが、現在の申請などの状況はどうなっていますか」という質疑があり、「事業用は子メーターをつければその使用料が減免となりますが、事業用の使用量が多くなければ子メーターの維持費などが必要なためメリットはありません。個々の状況により違いますので、担当課にご相談ください」という答弁がありました。

次に、議案第37号、平成28年度松茂町公共下水道特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,525万1千円と定めるものです。これは、前年度当初予算と比較し13.1%の減となっています。

事業箇所につきましては、議案参考資料の30ページをご覧ください。昨年度に引き続き、豊久地区において、施工延長約600mの管渠整備を計画しています。

最後に、議案第38号、平成28年度松茂町水道特別会計予算については、公営企業の独立採算の趣旨に沿い運営ができるよう編成をしています。

主な事業については、議案参考資料の31ページ及び32ページをご覧ください。老朽化した浄水設備の更新工事を昨年に引き続き実施いたします。また、石綿セメント管を含む老朽管更新事業及び公共下水道事業に伴う配水管布設替工事を計画しています。

この件に関しては、次のような質疑がございました。

「水道事業の広域連携について考える予定はありますか」という質疑があり、「10年ほど前に水道事業の広域化について検討とか協議をしていたが、現在はありません」という答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告は終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 ただいま一森産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました議案第23号から議案第25号（所管分）まで、議案第29号から議案第30号まで、議案第35号から議案第38号まで、以上、議案9件について、これから質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

---

○議長【春藤康雄君】 次に、佐藤教育民生常任委員長から報告を求めます。

佐藤委員長。

○教育民生常任委員長【佐藤富男君】 それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

平成28年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第18号から議案第22号まで、議案第25号（所管分）から議案第28号まで、議案第32号から議案第34号までの議案12件でございました。

去る3月10日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございますが、なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、議案第18号、松茂町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、議案書21ページと議案参考資料12ページをご覧ください。

この改正は、子どもはぐくみ医療費の助成を受ける資格から所得制限を撤廃することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第19号、松茂町子どもはぐくみ医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例については、議案書22ページをご覧ください。

この条例は、子どもはぐくみ医療費の助成を受ける資格から所得制限を撤廃後の事業の円滑な運営を図るため、新たに基金を設置するものでございます。

これに関しては、次のような質疑がありました。

「防衛省から補助を受けるために基金条例を整備すると説明があったが、将来の見込みはどうか」という質疑があり、「防衛省の特定防衛施設周辺調整交付金を活用し、複数年

にわたる継続事業として新たに基金を造成することにより財源を確保し、医療費助成事業の円滑な運営を図ります」という答弁がありました。

次に、議案第20号、松茂町保育所条例を廃止する条例から、議案第22号、財産の無償貸与についてまでの3議案については、関連性がありますので、一括議題として審議いたしました。

議案第20号、松茂町保育所条例を廃止する条例については、議案書23ページをご覧ください。

平成28年4月1日から、松茂町立まつしげ保育所を社会福祉法人和田島福祉会に民間移管することに伴い、該当する条例の廃止をするものでございます。

議案第21号、財産の無償譲渡について、及び議案第22号、財産の無償貸与についてについて、議案書24ページ及び25ページをご覧ください。

先の議案第20号に関連して、この議案2件は、平成28年4月1日から、松茂町立まつしげ保育所を民間移管先であります社会福祉法人和田島福祉会に対して、まつしげ保育所の建物及び備品については無償譲渡とし、土地については無償貸与とすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この件に関しましては、次のような質疑がありました。

「保育所の建物や関連する備品を無償譲渡する理由はどうしてですか」という質疑があり、「保育所の建物は国から補助金を受けていることを考慮して無償譲渡としたものです」という答弁がありました。

続いて、「契約解除は、保育所移管に関する協定書に違反した場合、財産の無償譲渡、無償貸与契約について契約解除の説明があったが、その中で古くなった建物を返還されても困るのではないか」という質疑があり、「仮に移管先が建物を改修して費用を負担しても、契約解除に該当すれば、その費用については町に請求できません」ということでありました。「土地建物も町に返還してもらいますということです。その他、定めのない事項は当事者で協議します」という答弁がありました。

次に、議案第25号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）につきましては、事業事務の確定、見込みによる補正をし、翌年度に繰り越して事業を実施する所管分については繰越明許費を計上しております。

この件に関しましては、次のような質疑がありました。

「病児・病後児保育の実施状況はどうなっていますか」という質疑があり、「東部広域

で実施している事業で、保育は病院で実施しています。新しく北島町で病児・病後児保育を始めた病院があり、利用者がふえています」という答弁がありました。

次に、議案第26号、平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第27号、平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第28号、平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の3議案の補正につきましては、事務事業の確定、見込みによる補正を計上しております。

これに関しましては、次のような質疑がありました。

「松茂町の介護保険と後期高齢者医療保険の被保険者数はどうなっていますか」という質疑があり、「介護保険は、平成27年度決算見込みで、第1号被保険者数（65歳以上）3,385人。第2号被保険者数（40歳から64歳）5,240人。後期高齢者医療保険の被保険者数は1,582人です」という答弁がありました。

次に、議案第32号、平成28年度松茂町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,371万9千円と定めるものです。前年度当初予算と比較して0.3%の減となっております。

議案第33号、平成28年度松茂町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,747万7千円と定めるもので、前年度当初予算と比較して0.7%の増となっております。

議案第34号、平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,278万7千円と定めるもので、前年度当初予算と比較して13.0%の増となっております。これは、保険料率の改定を見込んだ保険料の増額と、基盤安定繰入金が増額が主な理由です。

以上で当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】　ただいま佐藤教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました議案第18号から議案第22号まで、議案第25号（所管分）から議案第28号まで、議案第32号から議案第34号まで、以上議案12件について、これから質疑に入らせていただきます。

ご質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

---

○議長【春藤康雄君】 以上で各常任委員長の報告は全て終了いたしました。

なお、予算特別委員会に付託をいたしました議案第31号、平成28年度一般会計予算については、原案可決であります。議員全員により審議をいたしましたので、質疑及び審査報告の委員長報告を省略いたします。

---

○議長【春藤康雄君】 これから討論に入ります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」及び、議案第8号「松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」から、議案第38号「平成28年度松茂町水道特別会計予算」までの議案32件を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

---

○議長【春藤康雄君】 これから採決いたします。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」及び、議案第8号「松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」から、議案第38号「平成28年度松茂町水道特別会計予算」までの議案32件を一括して採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(起立多数)

○議長【春藤康雄君】 ありがとうございました。起立多数です。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」及び、議案第8号「松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」から、議案第38号「平成28年度松茂町水道特別会計予算」までの議案32件は、原案のとおり可決をいたしました。

---

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第2、議案第7号「第四次国土利用計画（松茂町計画）を定めることについて」を議題とさせていただきます。

この件につきましては、3月2日の定例会開会日に町長が提案理由説明を行い、その後、全員協議会で担当課より詳細説明、並びに協議をいただいております。

それでは、議案第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

---

○議長【春藤康雄君】 討論に入らせていただきます。

討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結させていただきます。

---

○議長【春藤康雄君】 これから採決に入ります。

議案第7号「第四次国土利用計画（松茂町計画）を定めることについて」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第7号「第四次国土利用計画（松茂町計画）を定めることについて」は、原案のとおり可決をされました。

---

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第34、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。お手元にお配りしてありますが、総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長、広報特別委員長及び地震・津波対策特別委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申し出のとおり閉会中

の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

○議長【春藤康雄君】 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等すべて審議を終了いたしました。

お諮りをいたします。

これで、平成28年松茂町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

以上で平成28年松茂町議会第1回定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

午後2時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 春 藤 康 雄

署名議員 佐 藤 道 昭

署名議員 鎌 田 寛 司